

【樂々堂 訪問リハ 重要事項説明書】

1 事業の目的

医療法人 樂々堂が開設し、樂々堂整形外科が運営する樂々堂訪問リハ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

2 運営方針

- (1) 事業所の従業者は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所の名称及び所在地

名 称	樂々堂訪問リハ
所在地	山梨県富士吉田市上吉田東 3-3-30
事業所番号	1911211074

4 職員体制及び職務内容

＜令和 6 年 6 月 1 日現在＞

	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	医師	1 名		業務の統括・医学的管理	1 名
医師	医師		2 名	医学的管理	2 名
管理代行者	理学療法士	1 名		業務の統括・理学療法	1 名
機能訓練指導員	理学療法士	10 名		理学療法	10 名
	作業療法士	1 名		作業療法	1 名
	言語聴覚士			言語聴覚療法	
相談員		1 名		相談・苦情窓口	1 名

5 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土・日曜日（但し、12 月 30 日～1 月 3 日と事業所の指定日を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 6 時 50 分

6 指定訪問リハビリテーションのサービス内容

- (1) 関節運動学的アプローチ（AKA 治療）
- (2) 機能訓練（関節可動域訓練・筋力訓練・歩行訓練 等）
- (3) 日常生活動作訓練
- (4) 福祉用具や住環境の助言
- (5) 個別リハビリテーション
- (6) 健康チェック

7 利用料

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に準ずる額とする。

	介護度	要支援 1・2	※1、要介護 1～5
介護保険基本料金 (×負担割合)	20 分 (1 回分)	298 円	308 円
	40 分 (2 回分)	596 円	616 円
	60 分 (3 回分)	894 円	924 円
介護保険加算料金 (×負担割合)	短期集中リハビリ実施加算	200 円/日 ※2	
	サービス提供体制強化加算	Ⅰ：6 円/回 Ⅱ：3 円/回 ※3	

- ※ 1
要支援者は、利用開始日の属する月から 12 ヶ月を超えた場合、1 回分 (20 分) あたり 5 円減算となります。
- ※ 2
短期集中リハビリテーション実施加算については、利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院した病院・診療所、または入所した介護保健施設から退院または退所日から起算して 3 ヶ月以内の期間に 1 日あたり 20 分以上の個別訓練を行った場合 200 円加算となります。(週 2 日以上の利用の方のみ) また、介護予防訪問リハビリテーションの場合は退院または退所日、認定日から起算して 1 ヶ月以内の期間に行なわれる場合は週 2 日以上で 1 日 40 分以上、1 ヶ月～3 ヶ月以内の期間に行なわれた場合は週 2 日以上で 1 日 20 分以上の個別訓練を行った場合 200 円加算となります。
- ※ 3
サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、
Ⅰ：勤続 7 年以上の者が 1 人以上いる場合 1 回分 (20 分) につき 6 円加算となります。
Ⅱ：勤続 3 年以上の者が 1 人以上いる場合 1 回分 (20 分) につき 3 円加算となります。

8 通常の事業の実施地域

通常サービス対象地域	富士吉田市、山中湖村、忍野村、その他ご相談ください。
------------	----------------------------

9 サービスに当たっての留意事項

- (1) 利用者は、事業者の安全衛生を害する行為をしてはならない。

10 苦情処理

管理者は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

当事業所の窓口

楽々堂訪問リハ	担当 新田悠人	電話:0555-24-1171
---------	---------	-----------------

市町村役場の窓口

富士吉田市 健康長寿課	電話:0555-22-1111	富士河口湖町 健康増進課	電話:0555-72-6037
山中湖村 いきいき健康課	電話:0555-62-9976	忍野村 福祉保健課	電話:0555-84-7795
鳴沢村 福祉保健課 福祉係	電話: 0555-85-3081	都留市 健康推進課	電話:0554-46-5113

公的団体の窓口

山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課相談窓口	電話:055-233-9201 受付日時：毎週水曜日 AM9:00～PM4:00
--------------------------	---

11 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

12 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- (3) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 事業所は従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 楽々堂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 6 年 6 月 1 日改正

樂々堂訪問リハ利用同意書

樂々堂訪問リハ
管理者 吉田 徹 殿

樂々堂訪問リハを利用するにあたり、樂々堂訪問リハ契約書・樂々堂訪問リハ重要事項説明書について、担当者による説明を受け、サービス内容、料金、秘密の保持、その他の内容を十分理解した上で、同意いたします。

令和 年 月 日

《利用者》 住 所
氏 名 ⑩

《家 族》 住 所
 氏 名

(印)

〈家 族〉 住 所
氏 名 ⑩

〈家 族〉 住 所
氏 名 ⑧